

金沢市監査公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 12 日

金沢市監査委員	加藤 弘行
金沢市監査委員	中村 哲郎
金沢市監査委員	高村 佳伸
金沢市監査委員	森 一敏

1 包括外部監査

(その 1)

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和 7 年 7 月 8 日 |
| (2) 措置を講じた局等 | 総務局監理課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 令和 7 年 4 月 11 日（令和 7 年監査公表第 8 号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
最低制限価格の設定根拠の明確化 意見 04（45 ページ、54 ページ、55 ページ、57 ページ） 最低制限価格の設定は、20 種類の契約の中から最低制限価格の設定が可能な契約に該当するかどうかを検討し（金沢市契約規則第 15 条第 1 項）、契約の種類に応じ、4 つの規定から予定価格に対する割合を選択し決定する（金沢市契約規則第 15 条第 2 項）。このように、最低制限価格の設定に当たっては、複雑な判断が必要であり、また、最低制限価格の設定を誤るようなことがあれば、入札手続にも重大な影響を及ぼす。そのため、最低制限価格を設定する契約を執行する際は、その設定根拠となる条文を執行時に記載するなど、事務誤りを予防する措置を講じる必要がある。	令和 7 年 4 月から、支出負担行為伺に添付する概要書に最低制限価格の設定根拠となる条項を記載する運用に変更し、各課に周知した。

(その 2)

- | | |
|------------------|--|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和 7 年 7 月 10 日 |
| (2) 措置を講じた局等 | 市民局保険年金課
福祉健康局介護保険課
こども未来局子育て支援課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 令和 6 年 5 月 13 日（令和 6 年監査公表第 8 号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>府内連絡会において共有された情報の活用 意見 01 (13 ページ)</p> <p>府内連絡会において共有された情報を適切に活用することで、債権回収を有効かつ効率的に実施する必要がある。</p>	<p>府内連絡会を通じて共有された他課における債権回収等の取り組みについて、有効なものは積極的に活用し、これまで以上に債権回収を有効かつ効率的に実施することとした。</p>

(その 3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和 7 年 7 月 10 日
- (2) 措置を講じた局等 都市政策局交通政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 4 月 11 日（令和 7 年監査公表第 8 号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>金沢 MaaS コンソーシアムの情報開示 意見 03 (43 ページ)</p> <p>令和 6 年度から正会員より会費を徴収する予定であり、金沢 MaaS コンソーシアム全体会の予算額や決算額を開示する予定のことであるが、単に個別事業単位での予算額及び決算額並びに事務費の予算額及び決算額を合計した収支報告を行うのではなく、事務費について勘定科目に細分化した形で収支報告を行う必要がある。</p>	<p>令和 6 年度収支決算及び令和 7 年度収支予算から、予算額及び決算額を勘定科目に細分化することとし、令和 7 年度総会において収支報告を行った。</p>

(その 4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和 7 年 7 月 11 日
- (2) 措置を講じた局等 環境局ごみ減量推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 4 月 11 日（令和 7 年監査公表第 8 号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>情報資産台帳の作成漏れ 意見 28 (108 ページ)</p> <p>情報資産台帳の作成漏れがあったことから、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新の必要性に配意し、情報資産台帳を適時に更新する必要がある。</p>	<p>情報資産台帳に記載されていなかったハードウェアの情報を追加し、情報セキュリティ事故等発生時の連絡体制図を新たに作成した。</p> <p>また、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新について複数人で確認するなど、管理体制を強化するとともに、情報資産台帳を適時に更新することとした。</p>

(その 5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和 7 年 7 月 11 日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会市立工業高等学校

(3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 4 月 11 日（令和 7 年監査公表第 8 号）

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>管理者 ID の管理 指摘 03 (111 ページ)</p> <p>旧校長 ID は、実情として他の管理者権限を管理（追加削除）するための管理者としての役割があるため残してあるとのことである。しかし、強大な権限を有する管理者 ID について、実際の使用者と付与された者が異なるのは、情報セキュリティ上問題があることから、旧校長 ID の名称を実際の使用者に合わせたものに修正する必要がある。</p>	旧校長 ID の名称を、実際の使用者に合わせて管理者 ID とした。
<p>予備機の管理 意見 29 (111 ページ)</p> <p>端末の修理等管理一覧表を閲覧したところ、令和 6 年度に入り、「充電されない」「液晶タッチパネルが反応しない」「OS が起動しない」といった不具合が散見されているようである。また、故障した端末が修理されなかつた原因として、「保証期間切れにより修理できない」というものがあった。生徒用端末は同時期に同一の製品を導入しており、製造ロットが同一かどうかは不明であるが、一定の時期において、同時に複数の端末に不具合が生じる可能性がある。予備機の必要台数を整理し、業務に支障がないように台数を確保しておく必要がある。</p>	生徒用端末の予備機の必要台数を整理し、授業に支障がないように台数を確保するため、令和 7 年度から修理費用にかかる予算措置を講じた。
<p>情報資産台帳の作成漏れ 意見 30 (112 ページ)</p> <p>情報資産台帳の作成誤りがあったことから、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新の必要性に配意し、情報資産台帳を適時に更新する必要がある。</p>	<p>情報資産台帳に記載されていなかったハードウェアの情報を追加した。</p> <p>また、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新について複数人で確認するなど、管理体制を強化するとともに、情報資産台帳を適時に更新することとした。</p>

(その 6)

(1) 措置通知があった年月日 令和 7 年 7 月 15 日

(2) 措置を講じた局等 福祉健康局介護保険課

(3) 監査結果の公表年月日 令和 6 年 5 月 13 日（令和 6 年監査公表第 8 号）

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
--------------	--------------

<p>引用する条項の誤り 意見 27 (104 ページ)</p> <p>例えば、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項の規定により、その例によることとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条の規定に基づく預金調査を適正且つ効率的に実施するため、必要な事項を定める」というように、「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」を修正する必要がある。</p> <p>訪問催告に関する要領と実際の事務の乖離 意見 29 (105 ページ)</p> <p>「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」に規定する訪問催告計画立案の必要性を改めて検討し、必要がない場合は、「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」の規定を実際の事務と整合するよう改定する必要がある。</p>	<p>効率的・効果的な滞納整理事務を実施するため、「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」と「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」を一本化し、法令等の引用誤りを修正するとともに実際の事務と整合した「滞納整理事務の手引き」を新たに作成した。</p> <p>効率的・効果的な滞納整理事務を実施するため、「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」と「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」を一本化し、法令等の引用誤りを修正するとともに実際の事務と整合した「滞納整理事務の手引き」を新たに作成した。</p>
--	---